

インターネット投資信託取引規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客さまが、株式会社百五銀行（以下「当行」といいます。）所定の方法によりパーソナルコンピュータおよびスマートフォン（以下「パソコン等」と総称します。）を使用して、「投資信託受益権振替決済口座管理規程」、「投資信託累積投資約款」、「特定口座および特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規程」、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」、「百五積立投信取扱規定」、その他の関連する約款および規定（以下「投資信託関連約款等」と総称します。）ならびに「百五ダイレクトバンキング規定」に基づき、インターネットを通じて次条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用される場合の、当行とお客さまの間の取決めです。本規定に「投資信託関連約款等」または「百五ダイレクトバンキング規定」と矛盾する内容を定めた場合には、本規定の定めが優先されます。

(本サービスの内容)

第2条 お客さまは、インターネットを通じて以下のサービスを利用することができます。なお、第1号、第2号、第3号の申込みを「注文」と総称します。

- ①投資信託の購入の申込み（金額指定による申込みに限ります。）
- ②投資信託の解約の申込み（解約請求による申込みに限ります。）
- ③「投資信託累積投資約款」および「百五積立投信取扱規定」に基づく投資信託定時定額買付サービス（以下「定時定額買付サービス」といいます。）の新規・変更・解除の申込み
- ④取引履歴等の照会
- ⑤投資信託口座開設の申込み
- ⑥NISA 口座申請
- ⑦第17条に定める提供情報の利用

(法令等の遵守および自己責任の原則)

第3条 お客さまは、本サービスの利用にあたっては、本規定および「投資信託関連約款等」ならびに「百五ダイレクトバンキング規定」によるほか、法令諸規則を遵守するものとします。

2 お客さまは、本サービスを利用して投資信託を購入する場合は、当該投資信託に係る投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面（投資信託）、その他重要事項等の内容を確認し、商品内容、リスク、費用その他投資判断に影響を及ぼす重要な事項等を十分理解したうえで、自らの判断と責任において投資信託の投資を行うものとします。

(本サービスの利用)

第4条 お客さまは、当行所定の方法により本サービスを申込み、当行が承諾した場合に本サービスを利用できます。なお、本サービスの利用に先立ち、以下に掲げる申込みと併せて必要となる書面の受入れまたは差入れを行うものとします。すでに申込みをしている場合はこの限りではありません。

- ①投資信託振替決済口座ならびに特定口座の開設
- 2 本サービスの利用は、次の各号に掲げるすべての条件を満たしたお客さまに限り行えるものとします。
- ①日本国内に居住する個人のお客さま
 - ②お客さま（口座名義人）ご本人の利用である場合
 - ③「パソコン等」のインターネット環境が整っていること
- 3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として本サービスを利用いただけません。
- ①満 **20** 18 歳未満のお客さま

- ②非居住者のお客さま（居住者が非居住者となった場合も含まれます。）
 - ③法人のお客さま
 - ④その他当行が別途定めるお客さま
- 4 本サービスは、原則として国内からの利用に限るものとし、海外からの利用については、各国の法令その他の事由により本サービスのご利用はご遠慮ください。また、海外からのご利用によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

（取引の名義等）

- 第5条 本サービスの利用にあたっては、お客さまが投資信託振替決済口座の開設申込みの際に当行にお届けいただいた「住所」、「氏名」、「指定預金口座」および「百五ダイレクトバンキング」申込みの際にお届けいただいた「投資信託取引口座」を使用するものとします。ただし、第15条第1項による変更後は、変更後の「住所」、「氏名」、「指定預金口座」、「投資信託取引口座」を使用するものとします。
- 2 住所、氏名は、本人確認書類に記載のものと同一のものを使用するものとします。
- 3 当行は、あらかじめお客さまからお届けいただいた、投資信託振替決済口座の「指定預金口座」以外への振込みは行わないものとします。
- 4 第1項の規定により、本サービスのご利用のためにお届けいただく指定預金口座は、当行窓口で開設された普通預金口座（総合口座含む。）とさせていただきます。お客さまが、当行に普通預金口座（総合口座含む。）を開設されていない場合は、当行窓口で普通預金口座を開設のうえ、当行所定の手続きによりお客さまが当行に届出た預金口座を「指定預金口座」、「投資信託取引口座」とします。

（投資信託振替決済制度のご利用）

- 第6条 お客さまが保有する投資信託の受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき投資信託振替決済口座に記載または記録します。

（本サービスの利用可能銘柄）

- 第7条 お客さまが、注文および取引履歴の照会等本サービスのご利用ができる銘柄は、当行が定める銘柄とします。

（注文の受付等）

- 第8条 当行は、お客さまが注文内容を入力され、その内容に間違いがないことを確認後、その注文を当行に送信され、その注文内容（銘柄、売り買いの別、数量（金額）、口座区分等その他必要となる事項）の確認および以下の事項について当行が確認した時点で当該注文の受け付けとさせていただきます。定時定額買付サービスの注文受け付けに関しては、第10条第1項、第2項および第3項の定めに従います。
- ① 購入の場合は、購入代金の引落とし。ただし、総合口座を購入代金の引落とし預金口座としている場合は、貸越可能残高引落としは行いません（当座貸越を利用しての購入はできません。）
 - ② 解約の場合は、お客さまの保有分として当行の投資信託振替決済口座に記載または記録されている数量の範囲内であること。
- 2 お客さまから同一日に複数の購入に係る注文があり（本サービスに係る注文に限りません。）また、定時定額買付サービスに基づく、第10条第2項に規定する買付申込日における購入に係る注文を含みます。）、その注文に係る、第5条に定める指定預金口座からの引落とし金額の総額が、当該指定預金口座の預金残高を超える場合には、そのいずれの注文を執行するかは当行の任意とします。
- 3 投資信託の解約に係る注文について、クローズド期間中のもの等については、注文の受け付けができない場合があります。

- 4 交付目論見書等でスイッチング（同一銘柄に係る他コースへの変更）が可能とされている銘柄であっても、当行ではスイッチングの受付はできません。
- 5 第1項の規定により当行が注文を受付けた場合、本サービスの「注文完了画面」、「申込完了画面」等、手続きの完了画面を表示します。
- 6 当行は、本サービスを利用して注文を受付けるにあたって、「指定預金口座」、「投資信託取引口座」に係る各種規定や「投資信託関連約款等」にかかわらず、「通帳」、「払戻請求書」、「投資信託購入・募集申込書兼注文伝票」、「百五積立投信申込書」、「百五積立投信契約変更・解除申込書」、「投資信託解約申込書兼注文伝票」等のお客さまからの提出を不要とします。ただし、お客さまが当行窓口で投資信託の対面取引を行う場合は、この限りではありません。
- 7 本サービスでは、指定預金口座、印鑑、氏名、住所の変更手続対応等はありません。当該対応または変更手続等が必要な場合には、お客さまは当行窓口等で所定の手続きを行うものとします。
- 8 当行は、お客さまの注文の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として当該注文は受付ません。
 - ①お客さまの注文が、法令諸規則および本規定ならびに「投資信託関連約款等」に定める事項のいずれかに反している場合
 - ②購入に係る注文において、あらかじめお客さまから届出ていただいた事項等に基づき、当該注文を受付けるべきではないと当行が判断した場合
 - ③その他、法令諸規則や取引の健全性に照らし、注文を受付けることが適当でないと当行が判断した場合

（注文の限度）

- 第9条 お客さまが、本サービスを利用して行うことができる購入（定時定額買付サービスによる1回ごとの購入を除く。）に係る注文の数量（金額）に上限はありません。
- 2 お客さまが、本サービスを利用して行うことができる解約に係る注文の数量または金額の限度は、お客さまの保有分として当行の投資信託振替決済口座に記載または記録されている数量（お客さまが本サービス以外で換金に係る注文を出されている場合は、その数量または金額を除きます。）の範囲内とします。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、当行はお客さまに事前に通知することなく、注文の数量または金額の限度額等を変更することがあります。その場合、お客さまは、その限度額等を了承したものと扱います。

（注文の有効期限）

- 第10条 お客さまが、本サービスを利用して、第8条第1項の規定に基づき、注文を送信された場合、銀行営業日（銀行法第15条に定める休日以外の日。以下同様。）の15時前（15時を超過しない。）までに当行が受付けたものは当日を注文執行日（以下「処理日」といいます。）とし、15時以降に受付けたものは翌営業日を処理日とします。
- 2 定時定額買付サービスに基づく買付けは、定時定額買付サービスの新規申込日（前項の処理日を基準とします。）が、「百五積立投信取扱規定」で定める、お客さまが指定された毎月の買付申込日（以下「買付申込日」といいます。）のうち最初に到来する買付申込日を含めて3営業日前までの場合には当該最初に到来する買付申込日から、3営業日に満たない場合にはその翌月の買付申込日からとなります。解除する場合の適用開始日も同様の扱いとなります。
 - 3 定時定額買付サービスの変更適用年月は、定時定額買付サービスの変更申込日（第1項の処理日を基準とします。）が、当該申込日以降最初に到来する買付申込日を含めて3営業日前までの場合にはその属する年月から、3営業日に満たない場合にはその翌月からとなります。
 - 4 その他、単位型投資信託の募集の申込みおよび追加型投資信託（限定追加型を含みます。）の当初募集の申込み（以下「募集」と総称します。）については、別途定める当行所定の方法によります。

(注文の取消・変更)

第11条 お客さまが、本サービスを利用して行われた注文の取消しに係る時限は、以下のとおりです。

- ①購入注文の取消しは、当日が処理日となる場合において当日の15時前(15時を超過しない。)までです。当日の15時以降は、購入注文の取消しはできませんので購入注文の発注に際しては十分にご留意ください。
 - ②解約注文・定時定額購入サービス関係注文(新規・変更・解除)の取消しは、当日が処理日となる場合において当日の15時前(15時を超過しない。)までです。
 - ③募集に係る取消しについては、別途定める当行所定の方法によります。
- 2 お客さまが、本サービスを利用して行われた注文の変更は、定時定額買付サービスに係る変更に限りに行うことができます。購入および解約に係る注文の変更(数量または金額の増減等)はできません。この場合、前項に定める取消しのできる時限までに購入および解約に係る注文を取消したうえで、第8条第1項の定めに従って改めて注文を発注することとします。

(注文・約定の照会)

第12条 本サービスでは、お客さまが本サービスを利用して行われた注文および約定の内容の照会をすることができます。

(注文内容に疑義が生じた場合の取扱い)

第13条 本サービスの利用に係る注文内容について、お客さまと当行の間で疑義が生じた場合には、お客さまが本サービスを利用された時のデータの記録内容をもって処理させていただきます。

(サービスの変更等)

第14条 当行はお客さまに事前の通知をすることなく、提供するサービス内容(使用ソフトのバージョン等を含む。)を変更し、またはその一部を中止もしくは廃止することがあります。

(届出事項の変更)

第15条 お届出の印鑑を失ったとき、または印鑑、氏名、住所、指定預金口座その他の届出事項に変更があったときは、「投資信託関連約款等」の規定に従って、お客さまは、直ちに当行所定の手続きを行うものとします。本サービスを利用しての届出事項の変更はできません。

- 2 前項に定める変更があった場合、前項所定の手続きを完了した後でなければ本サービスの利用はできません。

(解約等)

第16条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当行は、事前の通知や催告等を行うことなく、いつでも本サービスを解約または解除することができるものとします。

- ①お客さまが「投資信託受益権振替決済口座管理規程」第18条第1項第1号の規定に基づき、投資信託振替決済口座の解約の申し出をされた場合
- ②「投資信託受益権振替決済口座管理規程」第18条第1項(第1号を除く)の規定に基づき、投資信託振替決済口座が解約された場合
- ③お客さまから当行所定の手続きにより、本サービス解約のお申し出があった場合
- ④お客さまが、第23条に定めるこの規定の変更に同意いただけない場合
- ⑤お客さまが、本邦の居住者でなくなった場合、または住所変更の届出を怠るなどにより、

当行においてお客さまの所在が明らかでなくなった場合

- ⑥お客さまが、第4条第3項に該当する旨、届出があった場合
- ⑦お客さまが、法令諸規則または本規定、「投資信託関連約款等」に違反した場合
- ⑧お客さまが、投資信託振替決済口座の開設申込み時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑨その他やむを得ない事由により、当行が本サービスの解約を申し出た場合

(情報利用の制限)

第17条 お客さまは、本サービスの利用により、当行から提供を受ける情報（以下「提供情報」といいます。）を、お客さま自身が行う投資判断の情報としてのみ使用するものとし、次の各号に規定する行為は行わないものとします。

- ①お客さま自身もしくは第三者のために、提供情報を営利目的で利用する行為
 - ②当行および当行以外の情報提供者から事前に文書による承諾を得ることなく、提供情報を加工または再利用等する行為
 - ③お客さまの「口座番号」「パスワード等」を第三者に開示し、またその利用に供する行為
 - ④提供情報を第三者に漏洩、または第三者と共同利用する行為
- 2 前項各号に該当する行為があったものと、当行または本サービスにおける情報提供者が判断した場合、当行は提供情報の利用を中止、制限ないしは変更することがあります。

(本サービスの休止)

第18条 当行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本サービスを休止する場合があります。この休止の時期等については当行のホームページ等により知らせるものとします。

(本サービス利用の禁止)

第19条 当行はお客さまが本サービスを利用いただくことが不適当と判断した場合には、本サービスの利用をお断りすることがあります。

(当行システムの障害)

第20条 当行のシステムの不具合に起因して、お客さまがインターネットを通し、本サービスを利用できない状況を「当行システム障害」といいます。お客さまの「パソコン等」や通信回線の不具合等が原因の場合は、「当行システム障害」に該当しません。

(免責事項)

第21条 当行は、次の各号に掲げる事項により生ずるお客さまの損害および損失（機会損失を含みます。）については、当行が免責されることに異議なく承していただきます。なお、当行が免責されない場合においても事由の如何にかかわらず、当行がお客さまに賠償すべき損失は、お客さまに発生した直接の損害および損失に限り、得べかりし利益（逸失利益を含みます。）その他お客さまに発生した間接的な損害および損失については、当行は一切その責を負わないことに異議なく承していただきます。

- ①お客さまの「パスワード等」の漏洩または不正使用。ただし、当該漏洩または不正使用が当行の重大な過失による場合は、この限りではありません。
- ②第11条の規定により注文の取消し時限までに取消しができなかった場合
- ③お客さまが登録されたメールアドレスの間違いに伴うメールの不着、または電話回線の不通等による通知、照会の不能
- ④第14条に規定されるサービス内容の変更、サービス内容の一部の中止または廃止
- ⑤第15条に規定される届出前に出された注文
- ⑥第17条第2項に規定される本サービスの提供の中止、制限ないしは変更

- ⑦第19条に規定される本サービスの利用の禁止
- ⑧第20条に規定される「当行システム障害」を除き、当行の故意または重過失によらない本サービスに係る一連のシステム等の障害により、当行が提供する本サービスが正常に機能しなかったことにより生じたお客さまの損害および損失
- ⑨通信回線、通信機器、アクセスプロバイダー、閲覧ソフト、コンピューター・システムおよび機器等の障害等による、情報伝達の遅延、不能、誤作動、未執行など。なお、当行または当行以外の投資信託の販売に係る会社等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱いが遅延したり不能となったために生じた損害についても、同様とします。
- ⑩本サービスで受ける情報の遅延、中断、停滞、誤謬、脱落および欠陥
- ⑪天災地変、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖、市場環境、その他不可抗力と認められる事由により、注文の執行、金銭の授受などの本サービスによる取引が遅延し、または不能となった場合
- ⑫投資信託委託会社に対する登録の取消し、その他の行政処分、手形交換所の取引停止処分、または支払いの停止もしくは破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始等の法的倒産手続開始の申立てがあったことにより、取引が遅延しまたは不能となった場合
- ⑬電話回線、専用電話回線などの盗聴やスパイウェア等によりお客さまの認証番号等が漏洩した場合。なお、当行または当行以外の投資信託の販売に係る会社等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード、取引情報が漏洩したために生じた損害についても、同様とします。
- ⑭お客さまのパソコン等におけるコンピューターウイルスなどによる障害の発生
- ⑮本サービスのご利用に関し、お客様による本サービスの内容またはそのご利用方法について誤解または理解不足によるもの

(合意管轄)

第22条 本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(規定の変更)

第23条 この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2 前項の変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

附 則

第1条 この規定は、2019年1月4日より適用します。

第2条 この規定は、2020年4月1日より適用します。

第3条 この規定は、2022年4月1日より適用します。

以 上

2020年4月改定

2022年4月改定